

議案第 18 号

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 22 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年桐生市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 節 運営に関する基準(第 198 条―第 204 条)」

を

「 第 4 節 運営に関する基準(第 198 条―第 204 条)

第 10 章 雑則(第 205 条)」

に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 8 条第 5 項第 1 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 1 号及び」を加え、同項第 2 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 2 号において同じ。」を加え、同項第 3 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 3 号において同じ。」を加え、同項第 4 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 4 号において同じ。」を加え、同項第 5 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 5 号、」を加え、同項第 6 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 6 号、」を加え、同項第 7 号中「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 7 号、」を加え、同項第 8 号中「指定介護小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、「をいう。」の次に「第 49 条第 4 項第 8 号及び」を加える。

第 33 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 34 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 34 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第61条の17第1項及び第89条において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第42条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第42条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条第1項第1号本文中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号本文中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介

護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携」に改め、「支障がないときは、」の次に「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、」を加え、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」の次に「本文」を、「にかかわらず、」の次に「オペレーションセンターサービスについては、」を加え、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第34条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、」を削り、「範囲内において、」の次に「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間」の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。」を加え、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。」を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 59 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 61 条前段中「第 35 条」を「第 34 条の 2」に、「第 40 条まで、」を「第 40 条まで及び」に、「第 42 条及び」を「第 42 条から」に、「第 43 条」を「第 43 条まで」に、「指定夜間対応型訪問介護」を「夜間対応型訪問介護」に改め、同条後段中「第 21 条、」の次に「第 34 条の 2 第 2 項、」を加え、「第 35 条、」を「第 35 条第 1 項並びに第 3 項第 1 号及び第 3 号、」に、「第 36 条及び第 37 条中」を「第 36 条第 1 項並びに第 42 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に改める。

第 61 条の 12 各号列記以外の部分中「規程」の次に「(以下この節において「運営規定」という。)」を加え、同条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 61 条の 13 第 3 項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 61 条の 15 に次の 1 項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 61 条の 16 第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防

止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 61 条の 17 第 1 項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 61 条の 20 前段中「第 30 条」の次に「、第 34 条の 2」を、「第 36 条から第 40 条まで」の次に「、第 42 条の 2」を加え、同条後段中「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、」を削り、「第 36 条及び第 37 条中」を「同項、第 34 条の 2 第 2 項、第 36 条第 1 項並びに第 42 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に改める。

第 61 条の 22 中「第 30 条」の次に「、第 34 条の 2」を、「第 40 条まで」の次に「、第 42 条の 2」を加え、「第 61 条の 19 を除く」を「第 61 条の 20 を除く」に、「第 61 条の 22 において準用する第 61 条の 12」を「第 61 条の 12」に、「第 36 条において同じ」を「第 36 条第 1 項において同じ」に、「第 61 条の 22 において準用する第 36 条、第 55 条、第 61 条の 9 第 4 号、第 61 条の 10 第 5 項及び第 61 条の 13 第 3 項において」を「以下」に、「第 36 条中」を「第 34 条の 2 第 2 項、第 36 条第 1 項並びに第 42 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に、「第 61 条の 10 第 5 項及び第 61 条の 13 第 3 項中」を「第 61 条の 10 第 5 項、第 61 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 61 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中」に、「「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは」を「「地域密着型通所介護従業者」とあるのは」に、「第 61 条の 18 第 4 項中「第 61 条の 5 第 4 項の指定地域密着型通所介護」とあるのは「第 61 条の 22 において準用する第 61 条の 5 第 4 項の指定地域密着型通所介護」と、第 61 条の 19 第 2 項中「次条」とあるのは「第 61 条の 22」と、同項第 5 号中「前条第 2 項」とあるのは「第 61 条の 22 において準用する前条第 2 項」と、同項第 6 号中「第 61 条の 17 第 2 項」とあるのは「第 61 条の 22 において準用する第 61 条の 17 第 2 項」と読み替えるものとする。」を「第 61 条の 19 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 22 条第 2 項」とあるのは「第 22 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 30 条」とあるのは「第 30 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 40 条第 2 項」とあるのは「第 40 条第 2 項」と読み替えるものとする。」に改める。

第 61 条の 36 各号列記以外の部分中「指定療養通所介護事業所ごとに」の次に「、」を、「規程」の次に「(以下この節において「運営規定」という。)」を加え、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 61 条の 38 第 1 項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話

装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 61 条の 40 前段中「第 30 条」の次に「、第 34 条の 2」を、「第 40 条まで」の次に「、第 42 条の 2」を加え、同条後段中「この場合において、」の次に「第 34 条の 2 第 2 項、第 36 条第 1 項並びに第 42 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、」を加え、「第 36 条中」を「第 36 条第 1 項中」に改め、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、」を削り、「第 61 条の 13 第 3 項」の次に「及び第 4 項並びに第 61 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第 66 条第 1 項中「事業所又は施設」の次に「(第 68 条第 1 項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第 67 条第 2 項中「第 84 条第 7 項」の次に「、第 112 条第 9 項」を加える。

第 68 条第 1 項ただし書中「従事することができるものとする。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第 71 条第 2 項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第 75 条第 4 号中「第 77 条において同じ。」を削り、同条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 82 条前段中「第 30 条」の次に「、第 34 条の 2。」を、「第 40 条まで」の次に「、第 42 条の 2」を加え、同条後段中「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「同項、第 34 条の 2 第 2 項、第 36 条第 1 項並びに第 42 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に改め、「「認知症対応型通所介護従業者」と、」の次に「第 61 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 61 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、」を加え、「第 36 条及び第 37 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、」を削る。

第 84 条第 6 項の表以外の部分中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、同項の表を次のように改める。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるも	介護職員
---	--	------

る場合	のに限る。)又は介護医療院	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

第 85 条第 3 項中「第 113 条第 2 項」を「第 113 条第 3 項」に改める。

第 89 条中「担当者を招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 102 条第 2 号中「小規模多機能型居宅介護」を削り、同条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 103 条第 2 項を次のように改める。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 104 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に、「避難訓練」を「避難」に、「救出訓練」を「救出」に改める。

第 110 条前段中「第 30 条、」の次に「第 34 条の 2、」を加え、「第 43 条」を「から第 43 条まで」に改め、同条後段中「第 102 条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第 34 条の 2 第 2 項、第 36 条第 1 項並びに第 42 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 36 条及び第 37 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第 61 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは、「小規模多機能型居宅介護従業者」と、」を削り、「第 5 章第 4 節」と、」の次に「第 61 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 61 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、」を加える。

第112条第1項中「勤務(宿直勤務を除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第112条第5項本文中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第113条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第115条第1項本文中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第119条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「質の評価を行うとともに、」の次に「定期的に」を加え、「定期的に外部の者による評価を受けて」を「次に掲げるいずれかの評価を受けて」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第130条において準用する第61条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第 123 条本文中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業者の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第 124 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 125 条第 3 項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 130 条前段中「第 30 条」の次に「、第 34 条の 2」を加え、「第 42 条、第 43 条」を「第 42 条から第 43 条まで」に改め、同条後段中「「第 124 条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第 34 条の 2 第 2 項、第 36 条第 1 項並びに第 42 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 36 条及び第 37 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」を削り、「「第 6 章第 4 節」と、」の次に「第 61 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」を加え、「及び第 104 条第 1 項」を削る。

第 140 条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 147 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 148 条第 4 項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え

たものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第151条前段中「第30条、」の次に「第34条の2、」を加え、「第42条、第43条」を「第42条から第43条まで」に改め、同条後段中「第36条及び第37条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に、「「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に改め、「「第7章第4節」と、」の次に「第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、」を加える。

第153条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第153条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))にユニット型指定介護老人福祉施設(群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第90号。以下この項において「指定介護老人福祉施設基準」という。))第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き、」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所を、」当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第159条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。))」を加える。

第 160 条第 6 項中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 165 条の次に次の 2 条を加える。

(栄養管理)

第 165 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔(くう)衛生の管理)

第 165 条の 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 170 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 171 条第 3 項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 173 条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第 3 号中「感染症」を「、感染症」に改め、「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第 177 条第 1 項第 3 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 179 条前段中「第 30 条」の次に「、第 34 条の 2」を、「第 40 条、」の次に「第 42 条の 2、」を加え、同条後段中「「第 170 条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第 34 条の 2 第 2 項、第 36 条第 1 項並びに第 42 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 36 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、」を削る。

第182条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない。」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。」に改め、同号ア(ウ)柱書中「次のいずれかを満たすこと。」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。」に改め、同号ア(ウ)a及びア(ウ)bを削る。

第184条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第188条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第189条第4項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第191条前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を加え、同条後段中「「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、」を削り、「「第191条において準用する第177条第3項」と読み替えるものとする。」を「「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。」に改める。

第193条第11項ただし書中「前項」を「第7項」に改める。

第204条前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に改め、同条後段中「「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条及び第37条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、」を削り、「第61条の13中」を「第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中」に、「第91条、」を「第91条及び」に改め、「、第102条第2号及び第104条第1項」を削る。

第204条の次に次の章名及び1条を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第61条、第61条の20、第61条の22、第61条の40、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たたる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条第3項及び第42条の2(第61条、第61条の20、第61条の22、第61条の40、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第33条、第57条、第61条の12(第61条の22において準用する場合を含む。)、第61条の36、第75条、第102条(第204条において準用する場合を含む。)、第124条、第147条、第170条及び第188条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第34条の2(第61条、第61条の20、第61条の22、第61条の40、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第34条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第35条第3項(第61条において準用する場合を含む。)及び第61条の16第2項(第61条の22、第61条の40、第82条、第110条、第130条、第151条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第61の13条第3項(第61条の22、第61条の40、第82条、第110条及び第204条において準用する場合を含む。)、第125条第3項、第148条第4項、第171条第3項及び第189条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする
(ユニットの定員に係る経過措置)
- 6 この条例の施行の日以降、当分の間、第182条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第153条第1項第3号ア及び第189条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって改正前の指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第182条第1項第1号ア(ウ)(b)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。
(栄養管理に係る経過措置)
- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第165条の2(第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第165条の2中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする
(口腔衛生の管理に係る経過措置)
- 9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第165条の3(第191条に

において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第 165 条の 3 中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 10 この条例の施行の日から起算して 6 月を経過する日までの間、第 177 条第 1 項 (第 191 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第 177 条第 1 項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の 1 号から 3 号に定める措置を講じるとともに、次の第 4 号に定める措置を講じるよう努めなければならない」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 11 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 173 条第 2 項第 3 号 (第 191 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

議 案 説 明

議案第 18 号 桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの運営基準等について、所要の改正を行おうとするものです。